

川崎市公告第1136号

指定管理者の指定申請について次のとおり公告します。

令和8年8月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

名 称 多摩川緑地バーベキュー広場

所在地 川崎市高津区瀬田地内

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

川崎市都市公園条例、川崎市都市公園条例施行規則に定めるもののほか、詳細については、川崎市多摩川緑地バーベキュー広場指定管理者募集要項及び川崎市多摩川緑地バーベキュー広場指定管理者業務仕様書に定める。

3 指定予定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

4 申請資格

次の条件を満たす法人その他の団体が申請することができます。

- (1) 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有する者、又は破産者で復権を得ている者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により本市における一般競争入札の参加を制限されていない者
- (3) 本市から指名停止措置を受けていない者
- (4) 団体又はその代表者が川崎市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立をしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立をしていない者
- (6) 本市と神奈川県警察との間で締結する「指定管理者制度における暴力団排除に関す

る合意書」において次に掲げる排除措置の対象者とされていない者

ア 法人等の役員等経営に関する者（以下「役員等」という。）に、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していないもの（以下「暴力団員等」という。）が含まれている場合

イ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等を使用している場合

ウ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を供与している場合

エ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な交際をしている場合

オ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等が実質的に支配している法人その他の団体を利用している場合

5 応募方法

（1）申請書類の配布方法及び配布期間

建設緑政局の所管施設ホームページよりダウンロードしてください。

建設緑政局の所管施設ホームページ

<https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000188451.html>

令和8年8月10日から令和8年9月10日まで

（2）提出書類

ア 指定管理者申請書（様式1）

イ 事業者に関する書類

（ア）団体の概要（様式2-1、2-2）

（イ）共同事業体協定書兼委任状（様式3）

（ウ）宣誓書（様式4-1）

（エ）指定管理者制度における暴力団排除に係る合意書に基づく個人情報の外部提供同意書（様式4-2）

（オ）コンプライアンス（法令順守）に関する申告書（様式4-3）

ウ 事業計画書（様式5-1～様式5-16）

エ 収支予算書（様式6-1～様式6-3）

オ 応募者関係書類（任意帳票、ただしA4サイズに編集するかA4サイズに折り込むこと）

（ア）団体の組織図（SPCの場合は個々の状況を併せて提出すること）

（イ）役員の名簿及び履歴書

（ウ）定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

（エ）事業計画書（指定管理者申請書を提出する日の属する事業年度及び翌事業年度）

（オ）収支予算書（同上）

（カ）事業報告書（指定管理者申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度）

- (キ) 財産目録 (同上)
- (ク) 貸借対照表 (指定管理者申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度を含む直近実績 3 年度分)
- (ケ) 損益計算書又は収支計算書 (同上)
- (コ) 利益の処分又は損失の処理に関する議案 (直近実績 3 年度分)
- (サ) 企業単体の減価償却明細表 (同上)
- (シ) 連結決算の貸借対照表及び損益計算書 (直近実績 1 年度分)
- (ス) 管理運営実績 (過去 3 年間の類似施設)
- (セ) 法人の登記簿謄本
- (ソ) 法人税納税証明書、消費税納税証明書 (過去 3 年間)
- (タ) 法人等が作成したパンフレット等

※ (ク) ～ (シ) が提出できない場合は、様式 6－1 から様式 6－3 における数値の算出根拠となる資料を提出すること。また、連結決算を行っていない場合には (シ) の提出は不要です。

(3) 応募書類の受付期間

令和 8 年 9 月 1 日 (火) から令和 8 年 9 月 10 日 (木) まで (土日を除く。)

午前 8 時 30 分から正午まで、午後 1 時から午後 5 時まで

- (4) 提出方法：「オンライン手続きかわさき (e-KAWASAKI)」で提出するか、直接持参してください。「オンライン手続きかわさき (e-KAWASAKI)」を利用する場合は、オンライン申請の上、所管課に事前連絡し、紙資料で正本 1 部を所管課に持参又は郵送 (9 月 10 日必着) で提出してください。直接持参する場合は、所管課に事前連絡し、正本 1 部、副本 11 部を直接お持ちください。また、様式の指定がある申請書類については、Word 及び Excel のデータを併せて CD-ROM 等で提出してください。

- (5) 提出様式：A4 縦型様式または A3 横型様式 (A3 等の資料がある場合には A4 縦型に折込むこと)。表紙 (応募施設名、応募団体名を記載)、目次 (様式番号、資料名、ページ番号を記載)、資料の順序で並べ、左側 2 箇所穴を明け、ファイルにまとめてください。資料中央下部にページ番号を記載してください。

(6) 問い合わせ先

川崎市建設緑政局緑政部みどり・多摩川事業推進課

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町 1 番地 17 階

電話 044-200-2268

FAX 044-200-3973

電子メール 53mityo@city.kawasaki.jp